

## 与謝野町議会基本条例（逐条解説付き）

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 町民と議会の関係（第4条）

第3章 町長等と議会及び議員の関係（第5条—第7条）

第4章 討論の拡大（第8条）

第5章 議会及び議会事務局の体制整備（第9条—第11条）

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第12条—第14条）

第7章 最高規範性と見直し手続（第15条—第17条）

#### 附則

#### 前文

与謝野町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた与謝野町議会議員（以下「議員」という。）により構成される与謝野町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた与謝野町長（以下「町長」という。）とともに、町民の信託を受けて活動し、町民の意思を町政に的確に反映させるために、協力しながら、与謝野町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

地方分権時代を迎え、ますます行政需要が増大し、自己決定及び自己責任の範囲が拡大されてきており、議会が町民の代表機関として、地域の発展と町民福祉の向上のために果たす役割は大きいものがある。

議会は、自治体事務の立案、決定、執行並びに評価における論点及び争点を広く町民に明らかにするとともに、積極的な情報の公開、政策活動への町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、自己研鑽と資質の向上及び公正性と透明性の確保により、町民に信頼され存在感のある議会を築いていくものである。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、地方分権並びに地方自治の時代にふさわしい、町民に身近な議会、議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、情報公開及び町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、もって町民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを

目的とする。

#### 『解説』

この条例の目的は、議会の基本的なあり方を定め、それに基づいた行動を行なっていくことにより、町民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することとしたものです。

議会の基本的なあり方とは、情報公開と町民参加を基本とした開かれた議会をいいます。

#### (議会の活動原則)

第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、情報公開及び町民参加を基本とする開かれた議会を目指すものとする。

- 2 議会は、町民本位の立場から執行機関の町政運営を監視し、評価するものとする。
- 3 議会は、町民の多様な意見を把握し、町政に反映させるために、政策提言及び政策立案を積極的に行うものとする。
- 4 議会は、町民に対して、議会の議決又は運営について、その経緯及び理由を説明する責任を果たすものとする。

#### 『解説』

- 1 議会は、町長と同じく選挙で選ばれた町民の代表機関として二元代表制の一翼を担うものであることを自覚し、常に町民に開かれた議会をめざすとともに、町民参加を基本とする議会運営を進めます。
- 2 議会は、町民の代表機関として、町民に代わって執行機関の町政運営が適正に行われているかチェックするものです。
- 3 議会は、最高意思決定機関であり、町民の多様な意見を把握して、政策立案に取り組みます。
- 4 議会は、議決に至った経緯や理由などを明らかにして町民に説明する責任

を有します。また、議会運営に関しても、町民に説明する責任があります。

#### (議員の活動原則)

- 第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議の推進を図るものとする。
- 2 議員は、町政全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己的能力を高める不断の研鑽に努め、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。
- 3 議員は、議会の構成員として、一部団体及び地域の代表者ではなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

#### 『解説』

- 1 多様な町民の意思を反映し、政策水準を高めるために、議員間における自由な討議が重要です。
- 2 議員は、町政全般の課題と町民の意見などを的確に把握し、自らの資質向上に努め、町民に選ばれたものとしてふさわしい活動を行います。
- 3 議員は、個別案件の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上をめざし、町政を総合的な見地からとらえた活動を行います。

## 第2章 町民と議会の関係

#### (町民参加及び町民との連携)

- 第4条 議会は、町民に開かれた議会とするため、情報公開を積極的に取り組み、透明性を高めるとともに、町民に対する説明責任を果たし、広聴に努めなければならない。
- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とするものとする。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、町民の専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、審査を行う場合においては、提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする。
- 5 議会は、町民との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策能力を強化す

るとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

- 6 議会は、説明責任を果たすとともに、町民の町政の諸問題に柔軟に対応するため、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会懇談会を開催するものとする。

#### 『解説』

- 1 議会の果たすべき役割として、活動の情報公開と、議会の議決事件やその経過及び議会活動についての説明責任及び広聴があります。
- 2 本会議、委員会などを原則公開とし、町民が議会の活動に関心を持ち、参加の機会が容易なようにします。
- 3 制度を活用し、町民や学識経験者の専門的・政策的な識見などを議会に反映させます。
- 4 請願・陳情などを町民の政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けるよう努めます。なお、請願は、委員会に付託し審査します。陳情・要望書などについては、審査する必要があると認められるものを除き、議員配布します。
- 5 町民との意見交換の場を設け、議会・議員の政策能力を強化し、町民と議会が積極的に政策提案できるような協働をめざして、政策提案の拡大を図ります。
- 6 議員が地域へ出向き、議会活動の状況を説明するとともに、町民からの生の声を聴取り、意見交換を行うことにより、町民の議会に対する理解を深めるとともに、町政の活力ある発展に資るために、議会懇談会を開催します。なお、議会懇談会の開催要領の詳細は別に定めています。

### 第3章 町長等と議会及び議員の関係

#### (基本原則)

- 第5条 議員と町長等執行機関の長（以下「町長等」という。）は、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、相互に協力することを常に意識して町政を運営するものとする。

- 2 議会審議における議員及び町長等は、緊張感の保持に努めるものとする。
- 3 本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。
- 4 町長等は、議員の質問などに対して、論点を分かりやすくするために、議長の許可を得て反問することができるものとする。
- 5 議員は、法で規定されている場合を除き、町長等の指揮下にある審議会など、附属機関への委員としての参画をしてはならないものとする。

#### 『解説』

- 1 議会は、行政の監視機能だけでなく、行政とともに車の両輪として、お互いに協力し合って、民意に沿った良い政治、まちづくりを行っていくことを念頭に置きながら、運営を進めます。
- 2 議会審議における議員と町長等は、町民を意識し常に緊張感の保持に努め質疑応答を行います。
- 3 議会審議における議員と町長等とは、町政上の論点・争点を明確にするために、質疑応答は、一問一答方式で行います。
- 4 議員の質疑に対して論点、争点を明確にするため、町長等は、逆質問ができます。逆質問は、政策や考え方などに対して問うものであるため、反問権を付与する対象は、町長、副町長、教育委員長、教育長とします。
- 5 二元代表制の下では、町長等の指揮下にある審議会、協議会などの附属機関に議員が委員として参画することは問題があり、法で規定されている場合を除き、参画をしません。

#### (重要な政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長等が提案する計画、政策、施策及び事業など（以下「政策等」という。）の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯

- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案並びに執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

#### 『解説』

- 1 町長が提案する政策等について、政策形成などの必要な事項を明らかにすることにより、議員の理解を深めるため、5項目の情報提供に努めるよう町長に求めます。
- 2 議会は、町長から提供された情報をもとに町民が理解しやすいよう論点・争点を明確にし、政策など執行後の評価に役立つような深い審議に努めます。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第7条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、町政全般にわたり重要な計画などについて、計画的、かつ、町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するものとする。

- (1) 町の総合的、かつ、計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画
- (2) 町行政の各分野における政策及び基本的な方向を定める計画及び指針その他これらに類するものに関することで、議会が必要と認める計画。ただし、行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除くものとする。

#### 『解説』

町の総合計画など町政全般にわたる重要な計画などについて、議会の議決が必要と思われる重要なものを議決事項に追加し、議会と町長等が町民に対する

責任とともに担うことにより、町民の視点に立った透明性の高い町政を推進します。

#### 第4章 討論の拡大

(討論による合意形成)

第8条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において審議し結論を出す場合、議員相互間ににおいて討論及び議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
- 3 議員は、政策、条例及び意見書などの議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

#### 『解説』

- 1 議会は、討論の場であることを確認し、議員間の討議を中心に運営するよう努めます。
- 2 議会は、議案審議などの結論を出す場合、討論・議論を尽くして合意形成に努めます。
- 3 議員は、自らも積極的に政策、条例、意見書などの議案の提出に努めます。

#### 第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第9条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修を充実強化するものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実に当たり、広く各分野の専門家及び町民との研修会を開催するものとする。

#### 『解説』

- 1 議員の資質及び政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化します。各種研修会や勉強会に積極的に参加し、その能力を高めます。

- 2 議会独自で、幅広い分野の専門家や様々な年齢層や職業などの町民や団体と、積極的に研修を行います。

(議会事務局の体制整備)

第10条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

『解説』

議会、議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備を図ります。

(議会広報広聴の充実)

第11条 議会は、町政にかかわる重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して公表するとともに、町民からの意見や要望などを取り上げ、広報に反映するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

『解説』

- 1 議会は、町の重要な情報や、議会の意思決定やそこに至る過程などを、町民にわかりやすく情報提供するとともに、懇談会などを通して、町民からの要望などを出来る限り取り上げて広報していきます。
- 2 ケーブルテレビやインターネット、議会だよりなどを利用し、議会や議員の活動を広く公開し、理解と信頼を深めてもらうよう、わかりやすい広報活動に努めます。

## 第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第12条 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、地位に基づく影響力を不正行使するなど、町民の疑惑を招くことの

ないよう行動しなければならない。

- 2 議員は、町の補助金交付団体の代表に就任しないよう努めるものとする。

#### 『解説』

- 1 議員は、町民から負託を受けた代表者として、その高い倫理的な義務に従事することを強く自覚したうえで、議員としての地位や職権により公共性を損なうことがないよう行動します。
- 2 議員は、町民全体の利益のため、法令に基づき公平にその権限を行使すべき立場にあり、特定の地域や団体の代理人や代表者ではなく、町民全体の代表者でなくてはなりません。したがって、町からの補助金交付団体の代表には、極力、就任しないよう努めます。

#### (議員定数)

第13条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、町民の意見などを総合的に判断し、行財政改革の視点及び他の自治体との比較だけでなく、町政の現状並びに将来の予測及び展望を十分に考慮して決定するものとする。

#### 『解説』

- 1 議員定数は、別の条例で定めます。
- 2 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけではなく、町政の現状や課題、将来展望など、町民の客観的な意見などを踏まえて総合的に検討します。

#### (議員報酬)

第14条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、特別職及び一般職の職員の給与の状況、行財政改革の視点及び他の自治体との比較だけではなく、町政の現状及び課題、将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議会の役割及び責務並びに町民の客観的な意見などを踏まえて総合的に決定するものとする。

### 『解説』

- 1 議員報酬は、別の条例で定めます。
- 2 報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、町政の現状や将来展望などを考慮するとともに、議会の役割や責務を十分認識したうえで、広く町民の意見を聴取して総合的に定めます。

## 第7章 最高規範性と見直し手続

### (最高規範性)

- 第15条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例、又は規則を制定してはならない。
- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。

### 『解説』

- 1 議会基本条例は、与謝野町議会における最高規範と位置づけます。
- 2 一般選挙後に議会は、この条例について議員研修を行います。

### (議会及び議員の責務)

- 第16条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

### 『解説』

条例の理念及び原則に基づき制定された条例や規則などを遵守し、議会及び議員は、町民を代表する合議制機関としての責任を果たします。

### (見直し手続)

- 第17条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか

を検証するものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例などの改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

『解説』

- 1 議会は、この条例に沿った議会運営を実施していく中で、社会情勢の変化や町民の意見などを勘案し、議会のあり方を常に検証します。
- 2 検証を行い、町民負託に応えるべく、議会運営の内容や質の向上を図ることとし、必要な条例改正を行います。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。